

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「危機管理監 技監 企画監」を「産業戦略監 危機管理監 技術監理監」に、「広報監 情報政策監」を「監察監」に改め、「保健政策監」を削り、「理事」を「理事 行財政局統括監察員」に、「担当部長」を「担当部長 チームリーダー」に、「次長」を「次長 サブリーダー」に、「行財政局人事部給与課の担当課長補佐、係長及び担当係長 行財政局人事部厚生課福利係長」を「行財政局人事部給与課の係長 行財政局人事部厚生課福利係長 行財政局人材育成推進室安全衛生係長」に改め、同表区役所の項中「副区長」を「副区長 室長 部長 担当部長 税務長」に改め、同表区役所支所の項中「担当副区長」を「担当副区長 室長 部長 税務長」に改め、同表右京区役所嵯峨出張所の項を削り、同表東京事務所の項中「所長」を「所長 担当部長」に改め、同表歴史資料館の項中「館長」を削り、同表美術館の項中「館長」を削り、「課長」を「課長 担当課長」に改め、同表産業技術研究所の項を削り、同表衛生環境研究所の項中「研究担当課長」を削り、同表生活環境美化センターの項及び土木事務所の項中「次長」を「次長 担当課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「理事」を「理事 監察監 統括監察員」に改め、「統括監察員 監察員」を削り、「東山泉小中学校教育企画推進室副室長」を「新工業高校開設準備室副室長」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表区選挙管理委員会事務局の項中「次長」を「次長 参事 副参事」に改め、同表農業委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 統括監察員」に改め、同表総合教育センターの項中「監察員」を削り、同表京都まなびの街生き方探究館の項中「館長」及び「監察員」を削り、同表教育相談総合センターの項及び子育て支援総合センターこどもみらい館の項中「監察員」を削り、同表学校歴史博物館の項中「館長」及び「監察員」を削り、同表青少年科学センターの項中「所長」及び「監察員」を削り、同表野外活動施設花背山の家」の項中「監察員」を削り、同表備考3を次のように改める。

3 本庁の項中「行財政局人事部の人事課及び給与課労政担当の職員」は、職員団体

との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員に限る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)